

# 荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針

平成25年10月

荒川区教育委員会



## 目 次

1	荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針	1
2	学校給食における対応フローチャート	3
3	食物アレルギー緊急時の対応	4
4	所定書式一覧	6
5	学校給食におけるアレルギー対策委員会委員名簿	7

## 荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針

### 1 基本的な考え方

荒川区教育委員会及び各区立小中学校は、食物アレルギーのある児童・生徒が安全で健康な生活を送ることができるよう、家庭と協力し、学校給食等における食物アレルギー対応を行っていく。

学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないよう「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年3月 財団法人日本学校保健会発行)等に基づき、児童・生徒の安全面に十分配慮し、各学校の物理的な許容範囲等もふまえて、食物アレルギーの児童・生徒の視点に立った対応を行う。

### 2 食物アレルギー対応実施の判断基準

- (1) 医師により、食物アレルギーと診断されていること。
- (2) 家庭の食事において、食物アレルギーに対する配慮(原因食品の除去等)がなされていること。
- (3) 各学校の学校給食において、対応が可能であること。

### 3 実施基準

- (1) すべての区立小中学校で対応する。
- (2) 学校における食物アレルギー対応を行うに際しては、提出された学校生活管理指導表及び所定書式に基づき、実施するものとする。
- (3) 除去食対応を基本とし、各校の物理的環境や児童・生徒の個別状況を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を学校長が決定する。
- (4) 学校給食での対応を行うことができない場合は、家庭から代替食を持参するものとする。
- (5) 食物アレルギー対応食用食器(盆)を使用することとし、配膳時の間違いがないように配慮する。
- (6) 食物アレルギーの児童・生徒の対応給食は、食器に盛り付け、食品包装用フィルム等の覆いを施したうえで、児童・生徒のクラス名・氏名を明記し、各校で決めたワゴンの所定場所にのせ、教室前に運ぶ。
- (7) 教室での配膳時には、担任(補教者)及び児童・生徒本人が食物アレルギー対応給食であることを確認する。
- (8) 児童・生徒本人が、食事開始時に食物アレルギー対応給食が盛り付けられた食器の食品包装用フィルム等はずす。
- (9) 除去食がある日は、当該児童・生徒について、その日のすべての献立のおかわりを禁止とする。
- (10) 食物アレルギー対応に係る給食費の返還・追加徴収はしない。ただし、飲用牛乳のみを除去する場合は、返金対象とする。

#### 4 実施の流れ

別紙「学校給食における対応フローチャート」に従う。

進級時にも、必ず医師の診断を受けること。

#### 5 食物アレルギー対応の体制

- (1) 各校ごとに『食物アレルギー対応委員会』を組織し、対応方法の検討・決定、全教職員への周知等を行う。
- (2) 全教職員が食物アレルギーの児童・生徒に関する情報を共有し、適切な行動をとれるようにする。
- (3) 緊急時に速やかに対応できるよう、学校が持参薬・かかりつけ医・緊急連絡先等を把握しておく。
- (4) 補教体制時には、口頭だけでなく、書面をもって食物アレルギーの児童・生徒に関する事項を確認する。
- (5) 学校と調理業務受託事業者が綿密な連携を図り、相互確認を行う。
- (6) 医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用し、児童・生徒の保護者と綿密な連携を図る。
- (7) アナフィラキシーの発症等緊急時の対応について、全教職員で定期的に、エピペン®の使用をはじめとするシミュレーションを行い、确实かつ迅速に対応できるようにする。

#### 6 緊急時の対応

食物アレルギー緊急時対応マニュアル（平成 25 年 7 月東京都福祉保健局発行）に沿って行う。

#### 7 その他

- (1) 全児童・生徒に食物アレルギーに関する教育を実施し、互いに認め、助け合う力を育成する。
- (2) 食物・食材を扱う活動・授業及び校外活動における食事の提供についても、学校給食の例に倣い、本指針の考え方に沿って対応する。

#### 準拠資料

- 1 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン  
(平成 20 年 3 月 財団法人日本学校保健会発行)
- 2 保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック  
(平成 22 年 3 月 東京都福祉保健局発行)
- 3 食物アレルギー緊急時対応マニュアル  
(平成 25 年 7 月 東京都福祉保健局発行)

## 教育委員会の役割

食物アレルギー対応に学校給食の実施者として主体的に取り組み、基本的な対応方針を示す。  
 対応の過程や各校食物アレルギー対応委員会の決定を把握し、指導する。

## 学校(単独調理場)の対応の流れ

対応申請の確認		保護者に”学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)”またはそれに準ずるものの提出依頼をする。
	申請時期	パターンA(新1年生): 就学時健診などで実態調査を行なう。 パターンB(進級時): 3学期に新年度へ向けた対応の継続の確認をする。 パターンC(新規発症・診断及び転入時): 新規に発症した場合、もしくは転入時に対応する。
個別面談	書類が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。	
	(個別面談者)	保護者、校長もしくは副校長、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任
面談調書の作成	面談の結果を受けて、面談調書その他の資料作成をする。	
対応実施の決定	校長が対応実施の決定	
対応委員会の設置と開催	「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応方法の検討・決定をする。(主治医や専門医と連携する)	
	(対応委員会構成者)	校長、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任、給食担当教諭等 調理業務受託事業者 (可能であれば教育委員会担当者、主治医・学校医)
対応内容の把握	教育委員会は「食物アレルギー対応委員会」の報告を受け、内容を確認把握し、環境の整備や指導を行なう。	
最終調整と情報の共有	校長は で決定した内容を「食物アレルギー対応確認書」に記載し、「食物アレルギー疾患に対する取り組み報告会」で全教職員へ周知徹底する。  保護者へ対応内容を通知し、必要に応じて具体的な内容の調整を行なう。	
対応の開始	学校給食における食物アレルギー対応を開始する。	
評価・見直し・個別指導	定期的に対応の評価と見直しを行なう。  栄養教諭・学校栄養職員は食物アレルギーに関する個別指導を行なう。	

# 食物アレルギー緊急時の対応

アレルギー 症状がある (食物の関与が 疑われる)	原因食物を 食べた (可能性を含む)	原因食物に 触れた (可能性を含む)
------------------------------------	--------------------------	--------------------------

「\*」都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」  
参照

## A 施設内での役割分担\* 他の教員の対応

複数人で同時に対応すること

- ・エピペン・内服薬を持ってくる
- ・救急隊への連絡・誘導
- ・保護者への連絡
- ・AEDの準備
- ・他の児童生徒への対応

## 第1発見者が行うこと

児童・生徒から目を離さない(本人をその場で仰向けに寝かせ足を上げる。絶対に動かさない。)  
管理職と養護教諭に連絡する  
助けを呼び、人を集める  
エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する  
時刻と症状の記録をとる(裏面参照)  
管理職到着後、症状の報告をする

## 養護教諭の対応

- ・「緊急時対応カード(個人用)」「聴診器・血圧計」を持って現場に急行する
- ・症状を把握する

## 緊急性が高いアレルギー症状はあるか?

原則として管理職が

症状発生から **5分以内に判断**する

裏面、アレルギー症状 印の13項目が1つでも当てはまる場合

B 緊急性の判断と対応 B-1 参照 \*

ない

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し、  
症状チェックシートに従い  
判断する  
緊急性の高いアレルギー症  
状の出現には特に注意する  
F 症状チェックシート\*

ある

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照 \*

ただちにエピペン®を使用する C エピペン®の使い方\*  
エピペン使用の基本は、自己接種であるが、  
場合によっては第3者が接種することもある  
救急車を要請する(119番通報) D 救急要請ポイント\*  
その場で救急隊を待ち、症状の観察と記録をとる  
可能なら内服薬を飲ませる

エピペン®が2本以上ある場合

反応がなく  
呼吸がない

心肺蘇生を行なう

E 心肺蘇生とAEDの準備\*

反応がなく  
呼吸がない

エピペン®を使用し10~15  
分後に症状の改善が見られ  
ない場合、次のエピペン®  
を使用する

C エピペン®の使い方\*

# アレルギー症状

## 全身の症状

意識がない  
意識もうろう  
ぐったり  
尿や便を漏らす  
脈が振れにくい  
唇や爪が青白い

## 呼吸器の症状

声がかすれる  
犬が吠えるような咳  
のどや胸が締め付けられる  
息がしにくい  
ゼーゼー、ヒューヒュー  
持続する強い咳き込み  
・咳

## 消化器の症状

持続する強い(がまんできない)腹痛  
・腹痛  
繰り返し吐き続ける  
・吐き気、嘔吐  
・下痢

## 顔面・目・口・鼻の症状

・顔面の腫れ  
・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ  
・くしゃみ、鼻水、鼻づまり  
・口の中の違和感、唇の腫れ

## 皮膚の症状

・かゆみ  
・じんま疹  
・赤くなる

印の症状が1つでも出たら、すぐエピペン®を使用する。

・の症状の場合は、内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する。症状の改善が見られなければ医療機関を受診する。

# 症状の記録

誤食時刻	時	分	ごろ	食べたもの ・量
エピペン®接種時刻	時	分		
内服した薬名				
内服した時刻	時	分		
経過記録 (皮膚・粘膜・呼吸器・消化器・全身の症状とバイタルサイン)				
時刻	症状・処置などを時系列で記録			



## 荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針に係る所定書式一覧

	書式名	記入者
1	食物アレルギー対応給食事前調査書	保護者
2	食物アレルギー対応給食申請書（新規・継続・追加）	保護者
3	学校生活管理指導表	医療機関
4	アドレナリン自己注射薬(エピペン®)使用依頼書	保護者
5	緊急時対応カード	保護者・学校
6	食物アレルギー対応内容確認書	学校
7	食物アレルギー対応委員会チェックリスト	学校

学校給食におけるアレルギー対策委員会 委員名簿

委員長	教育委員会事務局教育部長	高梨博和
副委員長	教育委員会事務局教育総務課長	佐藤泰祥
委員	小学校校長会学校給食担当校長 瑞光小学校校長	大橋昭彦
委員	中学校校長会学校給食担当校長 原中学校校長	刑部之康
委員	小学校校長会学校保健担当校長 第三瑞光小学校校長	松延茂
委員	中学校校長会学校保健担当校長 第九中学校校長	小倉勉
委員	小学校栄養職員代表 尾久宮前小学校栄養教諭	鈴木恵理
委員	中学校栄養職員代表 尾久八幡中学校栄養職員	富山昌代
委員	小学校養護教諭代表 ひぐらし小学校養護教諭	松本ひろみ
委員	中学校養護教諭代表 第三中学校養護教諭	後藤紀子
委員	荒川区保健所健康推進課長	中坪直樹
委員	教育委員会事務局指導室長	武井勝久
委員	教育委員会事務局学務課長	佐藤淳哉
事務局	教育委員会事務局学務課学事第二係長	廣井雅夫
事務局	教育委員会事務局学務課学事第二係	及川聡子
事務局	教育委員会事務局学務課学事第二係	鎌田秀太郎
事務局	教育委員会事務局学務課学事第二係	大塚真知子